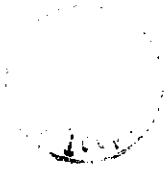


吸収分割にかかる事後備置書類

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 189 条
並びに会社法第 801 条第 3 項第 2 号に基づく書面)



2020 年 4 月 1 日

株式会社 Mobility Technologies

株式会社ディー・エヌ・エー

株式会社 Mobility Technologies と株式会社ディー・エヌ・エーとの吸収分割に関する事項

東京都千代田区紀尾井町 3 番 12 号
紀尾井町ビル

株式会社 Mobility Technologies

代表取締役社長 中島 宏



東京都渋谷区渋谷二丁目 21 番 1 号

株式会社ディー・エヌ・エー

代表取締役社長 守安 功



株式会社 Mobility Technologies（以下「MoT」といいます。）と株式会社ディー・エヌ・エー（以下「DeNA」といいます。）とは、2020 年 2 月 27 日付で締結した分割契約に基づき、MoT が DeNA の「MOV」の名称で運営するタクシー配車アプリ及びタクシー広告並びに「DRIVE CHART」の名称で運営する A I を活用した商用車向け交通事故削減支援サービス等の事業（以下「対象事業」といいます。）に関する権利義務を承継する吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。本吸収分割に関し、会社法第 791 条第 1 項 1 号及び同法施行規則第 189 条に定める事項は、それぞれ下記のとおりです。

記

1. 効力発生日（会社法施行規則第 189 条第 1 号）

本吸収分割は、2020 年 4 月 1 日をもってその効力を生じております。

2. 吸収分割会社における会社法第 784 条の 2、第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 2 号）

(1) 会社法第 784 条の 2 及び第 785 条の規定による手続の経過

本吸収分割は、DeNA においては会社法第 784 条第 2 項に規定する簡易吸収分割であることから、同法第 784 条の 2 本文但書及び第 785 条第 1 項第 2 号に該当し、DeNA の株主に同法 784 条の 2 の規定による請求権は生じず、また反対株主の株式買取請求権は生じません。

(2) 会社法第 787 条の規定による手続の経過

DeNA は、会社法第 787 条第 1 項第 2 号に定める新株予約権を発行していないため、

同条の規定による手続きは行っておりません。

(3) 会社法第 789 条の規定による手続の経過

DeNA は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項並びに定款第 5 条の規定に基づき、2020 年 2 月 28 日付の官報及び電子公告において債権者に対して本吸収分割に対する異議申述の公告を行いました。異議申述期限の 2020 年 3 月 28 日までに、会社法第 789 条第 1 項に基づく異議申述をされた債権者はありませんでした。

3. 吸収分割承継会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条（802 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 及び第 797 条の規定による手続の経過

MoT に対し、会社法 796 条の 2 の規定に係る請求をした株主及び会社法第 797 条第 1 項に基づく株式買取請求権を行使した株主はありませんでした。

(2) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

MoT は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項並びに定款第 4 条の規定に基づき、2020 年 2 月 28 日付の官報及び日刊工業新聞において債権者に対して本吸収分割に対する異議申述の公告を行ったところ、同条第 1 項に従い、MoT に対して異議を述べた債権者は 2 名（債権額合計 8 億円）おりました。かかる債権者について、MoT が DeNA から承継する資産の額は承継する負債の額を上回ること、かつ、本吸収分割後の MoT の資産の額は負債の額を上回ることが見込まれていることから、その債権の弁済期における弁済が確実であり、本吸収分割をしてもその者を害するおそれがないことを回答いたしました。

4. 承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

MoT は、DeNA から本吸収分割の効力発生日である 2020 年 4 月 1 日をもって、2020 年 2 月 27 日付「吸収分割契約書」の定めに従い、対象事業に関して DeNA の有する権利義務を承継いたしました。本吸収分割に伴い、MoT が DeNA から承継した資産の額は 2,479 百万円、負債の額は 851 百万円（いずれも概算値）です。

5. 変更登記日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

MoT は 2020 年 4 月 14 日までに本吸収分割による変更登記申請を行います。

6. 本吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

該当事項はありません。

以上



吸 収 分 割 契 約 書

JapanTaxi 株式会社(以下「承継会社」という。)及び株式会社ディー・エヌ・エー(以下「分割会社」といい、承継会社及び分割会社を以下「当事者」という。)は、分割会社の「MOV」の名称で運営するタクシー配車アプリ及びタクシー広告並びに「DRIVE CHART」の名称で運営する AI を活用した商用車向け交通事故削減支援サービス等の事業並びにこれに関連する事業(以下併せて「対象事業」という。)に関して分割会社が有する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割(以下「本吸収分割」という。)に関し、2020 年 2 月 27 日付けで、以下のとおり吸収分割契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第 1 条 (吸収分割)

分割会社は、本契約に定めるところに従い、本効力発生日(第 6 条に定義される。以下同じ。)をもって、吸収分割の方法により、本承継対象権利義務(第 5 条第 1 項に定義される。以下同じ。)を承継会社に承継させ、承継会社は、これを承継する。

第 2 条 (当事会社の商号及び住所)

分割会社及び承継会社の商号及び住所は、以下のとおりである。

分割会社 商号：株式会社ディー・エヌ・エー

住所：東京都渋谷区渋谷二丁目 21 番 1 号

承継会社 商号：JapanTaxi 株式会社

住所：東京都千代田区紀尾井町 3 番 12 号 紀尾井町ビル

第 3 条 (本吸収分割に際して交付する対価に関する事項)

承継会社は、本吸収分割に際して、分割会社に対し、本効力発生日に、本吸収分割の対価として、承継会社の普通株式 200,000 株を交付する。

第 4 条 (承継会社の資本金及び準備金に関する事項)

承継会社は、本吸収分割により資本金及び資本準備金の額を増加しない。

第 5 条 (本吸収分割により承継する権利義務)

1. 本吸収分割に際し、承継会社が分割会社から承継する権利義務(以下「本承継対象権利義務」という。)は、別紙「本承継対象権利義務明細」に定めるところとする。但し、法令により本吸収分割により承継することができない権利義務を除く。
2. 本吸収分割による分割会社から承継会社に対する債務の承継については、免責的債務引受の方法による。

3. 当事者は、本承継対象権利義務のうちその承継又は対抗要件具備のために登記、登録、通知、承諾その他の手続を必要とするものにつき、相互に協力してこれを行うものとし、かかる手続の履行に要する公租公課及び費用は、承継会社の負担とする。

第 6 条 (本吸収分割の効力発生日)

本吸収分割がその効力を生ずる日(以下「本効力発生日」という。)は、2020 年 4 月 1 日とする。但し、本吸収分割の手続の進行等に応じて本効力発生日を変更する必要がある場合、当事者は、相互に協議し、合意の上、本効力発生日を変更することができる。

第 7 条 (吸収分割契約の承認)

1. 分割会社は、会社法第 784 条第 2 項の定めに従い、同法第 783 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ることなく本吸収分割を行う。
2. 承継会社は、本効力発生日の前日までに、株主総会において、本契約の承認その他本吸収分割に必要な事項に関する決議(書面決議を含む。)を行う。

第 8 条 (精 算)

1. 本効力発生日以降、以下の各号に定める事由が生じた場合、各当事者は、相手方当事者に対し、当該各号に定める額の支払を請求することができる。
 - (1) 相手方当事者が自らに帰属すべき金銭債権の弁済その他の支払を受領した場合
当該受領額
 - (2) 自らが相手方当事者の負担すべき金銭債務につき弁済その他の負担をした場合
当該負担額
2. 前項各号に定める金銭債権又は金銭債務が一定の期間について計算されるものである場合、本効力発生日を含む期間に係る債権又は債務については、本効力発生日の前後をもって按分(当該期間に含まれる日数による日割り計算とする。)し、本効力発生日の前日以前の期間に相当する分が基準時点(別紙に定義する。以下同じ。)以前に生じた原因に基づくものとして分割会社に、本効力発生日以後の期間に相当する分が基準時点よりも後に生じた原因に基づくものとして承継会社に、それぞれ帰属するものとみなす。

第 9 条 (競業禁止義務)

分割会社は、会社法第 21 条に基づく競業避止義務を負わない。

第 10 条 (本契約の解除・変更)

本契約の締結日から本効力発生日の前日までの間に、対象事業又は本承継対象権利義務に重大な変動が生じた場合、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合、当事者は、相互に協議し、合意の上、本契約

を変更し、又は本契約を解除することができる。

第 11 条 (準拠法及び管轄裁判所)

本契約は、日本法に準拠するものとし、日本法に従って解釈される。当事者は、本契約の履行または解釈に関し紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第 12 条 (誠実協議)

当事者は、本契約に定めのない事項または本契約の解釈に関し何らかの疑義が生じた場合には、誠意をもって協議を行うものとする。

(以下余白)

以上を証するため、本契約の当事者は本契約に署名または記名押印する。

2020 年 2 月 27 日

承継会社：

東京都千代田区紀尾井町 3 番 12 号 紀尾井町ビル

JapanTaxi 株式会社

代表取締役社長 川鍋 一朗



以上を証するため、本契約の当事者は本契約に署名または記名押印する。

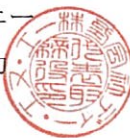
2020 年 2 月 27 日

分割会社：

東京都渋谷区渋谷二丁目 21 番 1 号

株式会社ディー・エヌ・エー

代表取締役社長 守安 功



本承継対象権利義務明細

第1 資産

以下に掲げる分割会社の資産。但し、本効力発生日の前日の終了時点(以下「基準時点」という。)において有効に存在するものに限る。

1 流動資産

対象事業に属する売掛金、未収金、立替金、貯蔵品、仕掛品、前払費用、仮払金、前渡金、前渡費用

但し、基準時点において、対象事業において使用されておらず、かつ使用される見込みのないもの、対象事業以外の事業と共同で使用されているもの及び第三者と共同で利用する権利が設定されているものを除く。

2 固定資産

(1) 有形固定資産

対象事業に属する工具器具備品

但し、基準時点において、対象事業において使用されておらず、かつ使用される見込みのないもの、対象事業以外の事業と共同で使用されているもの及び第三者と共同で利用する権利が設定されているものを除く。

(2) 無形資産

対象事業に属するソフトウェア並びに特許権、商標権及び意匠権その他の知的財産権

但し、基準時点において、対象事業において使用されておらず、かつ使用される見込みのないもの、対象事業以外の事業と共同で使用されているもの及び第三者と共同で利用する権利が設定されているものを除く。

(3) 投資その他の資産

対象事業に属する長期前払費用

第2 負債

対象事業に属する未払金、前受金、前受収益、預り金、リース債務(但し、疑義を避けるために言えば、潜在債務・偶発債務は除く。)

第3 契約(労働契約を除く。)

分割会社が当事者となる対象事業のみにかかる契約(労働契約を除く。)(但し、基準時点において有効に存在するものに限る。)並びに当該契約に基づく一切の債権及び債務(但し、基準時点以前に生じた原因に基づく一切の金銭債権及び金銭債務(潜在債務・偶発債務を含む。))を除く。)

第4 労働契約

以下の従業員番号により特定される従業員(但し、労働契約承継法第5条第1項に基づき分割会社に異議を申し出た者を除く。)及び対象事業に主として従事する分割会社の従業員であって、労働契約承継法第4条第1項に基づき分割会社に異議を申し出た者との間の労働契約(但し、基準時点において有効に存在するものに限る。)並びに当該契約に基づく一切の債権債務(但し、未払賃金債務その他の基準時点以前に生じた原因に基づく一切の金銭債権及び金銭債務、並びに2019年10月から2020年3月までを対象期間として2020年6月に支給予定の賞与を除く。)

10001046	10001481	10002127	10002437	10002505
10002690	10002760	10003962	10004363	10004861
10004874	10005189	10005208	10005307	10005613
10006091	10006372	10006553	10014902	10006757
10006874	10006897	10007015	10007155	10007595
10007652	10007972	10008210	10008522	10008655
10008788	10009328	10009479	10009595	10009601
10009952	10010105	10010131	10010585	10010707
10010794	10010802	10010912	10011144	10011339
10011350	10011397	10011408	10011415	10011416
10011487	10011488	10011504	10011587	10011606
10011654	10011744	10011830	10011831	10011833
10011857	10011908	10011920	10012005	10012029
10012039	10012111	10012173	10012181	10012195
10012212	10012241	10012312	10015283	10012369
10012372	10012460	10012468	10012487	10012489
10012520	10012537	10012551	10012573	10012594
10012618	10012646	10012667	10012683	10012718
10012763	10012807	10012841	10012853	10012858
10012898	10012905	10012933	10012951	10012960
10012982	10012999	10013009	10013035	10013192
10013193	10013256	10013289	10013303	10013308
10013335	10013365	10013378	10013389	10013426
10013447	10013469	10013483	10013484	10013509
10013511	10013545	10013553	10013586	10013590
10013612	10013640	10013690	10013693	10013695

10013728	10013754	10013818	10013823	10013829
10013836	10013860	10013868	10013878	10013879
10013880	10013897	10013905	10013906	10013932
10013936	10013937	10013967	10013990	10014003
10014005	10014031	10014054	10014128	10014129
10014204	10014218	10014229	10014238	10014239
10014244	10014267	10014271	10014296	10014297
10014305	10014308	10014309	10014339	10014347
10014360	10014372	10014373	10014412	10014448
10014468	10014485	10014486	10014488	10014489
10014493	10014494	10014542	10014572	10014598
10014640	10014652	10014653	10014660	10014664
10014679	10014680	10014749	10014750	10014784
10014795	10014797	10014800	10014810	10014818
10014831	10014838	10014860	10014886	10014888
10014890	10014904	10014914	10014953	10014961
10014983	10014984	10014993	10014995	10015004
10015010	10015030	10015043	10015065	10015066
10015067	10015073	10015081	10015089	10015094
10015107 ⁷⁰	10015113	10015114	10015117	10015123
10015124	10015126	10015148	10015167	10015177
10013358	10014647	10013345	10009018	

削除式字加入式字



